

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成24年8月22日(水) 午後3時から午後5時まで  
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室(A棟1階)

### 参加者等

司会者 井 口 修(さいたま地方裁判所第2刑事部部総括判事)

裁判官 栗 原 正 史(さいたま地方裁判所第2刑事部判事)

検察官 岩 崎 吉 明(さいたま地方検察庁公判部副部長)

弁護士 吉 岡 毅(埼玉弁護士会所属)

裁判員経験者1番 50代 女性(以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 50代 女性(以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 60代 男性(以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 30代 男性(以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 40代 男性(以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 20代 男性(以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 60代 女性(以下「7番」と略記)

裁判員経験者8番 40代 男性(以下「8番」と略記)

### 議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、時間が参りましたので、これから裁判員経験者の意見交換会を始めたいと思います。私は、司会をさせていただきます裁判官の井口と申します。このさいたま地方裁判所では刑事裁判を担当している部が5つありまして、そのうちの1つの第2刑事部の裁判官をしております。裁判員裁判をどういうふうに運用していくかということについては、我々裁判官、検察官、弁護士、それぞれまだ模索をしているという状況にありまして、ぜひ実際に裁判員を経験された方々の率直な御意見を伺って、これからの裁判員裁判に生かしていきたいということで、今回、皆さんにお集まりいただきました。短い時間ですけれども、ぜひ率直な御意見を、出来れば、こんなところはどうなんだというような疑問とか、苦情というか、そういうお話を伺えればと思いますので、よろしく願いいたします。では、まずこちらのほうから簡単に自己紹介をさせていただきたいと思います。検察官からよろしいでしょうか。

岩崎検察官

さいたま地検の公判部副部長の岩崎でございます。どうぞよろしく願いします。私は昨年の4月からさいたまにおりまして、実際の仕事の内容としては、裁判員裁判における公判担当検事の指導、決裁ということをしております。皆様方の参加されました裁判員裁判の事件についても、去年の4月以降であれば、間違いなく私がその事件の中身を見ており、例えば検察官の立証の仕方がどうだとか、冒頭陳述の内容をもうちょっとこうしたほうが良いのではないかというようなことを指導している状況であります。ですから、検察官の立証が分かりにくかった、あるいは主張がよく分からなかったということであれば、それはすべて私の責任でございます。どうか御批判をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

司会者

どうもありがとうございます。では、吉岡弁護士、お願いいたします。

吉岡弁護士

弁護士の吉岡毅と申します。浦和で弁護士をしております。弁護士会の中では、いろいろな委員会というのがありまして、私は結構多数登録しておりますけれども、刑事弁護に関しては、刑事弁護センターというところが中心的に活動しているのですが、そこで今副委員長をしております。それから、裁判員については、裁判員制度に対応するための委員会というのも別にございますので、これについても委員をしております。また、埼玉弁護士会からの代表として、日弁連の刑弁センターの委員もしております。弁護士の場合は裁判官や検察官と比較しますと、一人一人が実際に当たれる事件の数というのはどうしても減ってしまいますが、そういった委員会を通じて、ある程度の状況は把握しているつもりでございます。弁護士の活動についていろいろ御意見をいただければ助かるなど思っております。よろしく願いいたします。

司会者

どうもありがとうございました。それでは裁判官お願いします。

栗原裁判官

栗原でございます。どうぞよろしく願いいたします。今日はお忙しい中、お時間をいただきまして本当にありがとうございます。ぜひ遠慮なく御発言いただいて、我々にいろいろお知恵をいただきたいなというふうに思っております。私は裁判官ですから、どちらかというところ、法廷でのやりとりの後、別室に行って行う評議の中身のやり方について、喋りやすいなとか、喋りにくいなとか、どんなことを評議して、どうやってやったらもっと良くなるかというような話が一番興味がありますので、ぜひそのあたりについて御意見をいただければ非常にありがたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

司会者

それでは、最初に皆さんにもそれぞれ簡単に自己紹介をしていただきたいと思いますのですが、1番の方から、いつごろ、どのような事件に関与されたか、差し支えなければ、年齢層ぐらまで御紹介いただければと思います。

1 番

裁判に参加させていただいたのは去年の夏です。ちょうど今ごろの暑い時期でした。年齢は50代です。

司会者

ありがとうございます。それでは、2番の方どうぞ。

2 番

担当した事件は、犯行時少年だった被告人のグループによる、強盗と恐喝と強盗致傷の事件でした。非常に身近な事件だなと思いながら、興味を持って参加させていただきました。年齢は50代です。

司会者

ありがとうございます。それでは、3番の方、お願いします。

3 番

私が担当した事件は、強姦致傷です。昨年、平成23年の10月でした。

司会者

それでは、4番の方、どうぞ。

4 番

年齢は38歳です。僕が関わった裁判員は去年の冬でありまして、殺人事件です。

司会者

ありがとうございます。それでは、5番の方、お願いいたします。

5 番

私が参加したのは去年の冬。内容としては、死体損壊、死体遺棄、傷害致死、ちょっと重い犯罪でした。今40代です。

司会者

ありがとうございます。それでは、6番の方、お願いいたします。

6 番

私が担当した事件は殺人事件です。年齢は20代後半です。

司会者

ありがとうございます。では、7番の方、お願いいたします。

7番

私の事件は、4番の方と同じです。60代前半です。

司会者

ありがとうございます。それでは、8番の方、お願いいたします。

8番

担当事件は、去年の12月半ばごろに行われた強姦致傷事件で、かなり古い事件だったので、厳罰化というか、法改正前の事件を今の裁判員制度で判断するという、ちょっと複雑な感じで、ちょっと分かりづらかったというか、そういうところはありません。年齢は40歳です。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、これから本題に入りたいと思います。それぞれ裁判員として経験された、仕事をされた感想を、全般的な感想というか、どういうふうに思われたかということあたりからお話しをいただければと思いますが、1番の方から順番でよろしいですか。

1番

感想と言えるかよく分かりませんが、まずは裁判員制度が始まったというときに、テレビ、ニュースなんかでそれを耳にしたときの印象として、私は、とても厳密なことを決めるのに素人がかかわるんだなという微妙な印象を持ちました。例えば自分が犯罪を起こしたとき、どうやってそれが審理されているか。現場は知らないですけれども、そこに素人というか、私たちのような普通に、専門的な法を何も知らない者たちが集まって、いろんな意見が入っていくうちに結果が変わっていく。それは自分が犯罪者だったら拒絶したいようなことかもしれないという印象を持ちました。感情的なものもあったのかもしれませんが、でも、今回自分が実際に裁判の場に呼ばれて、裁判員候補者の中に入って、集まっている方たちの顔を見ると、全員、

自分と同じような素人さんで、普段着で集まっていたらいいなと思っていました。自分が参加して、何か責任感やら罪悪感やら背負い込んだら嫌だなという拒絶感も最初は少し持っていましたが、それでお断りしても、結局代わりをどなたかがやるだけ、同じことであろうということで、割と早い段階で抵抗感なく、なるようになるだろうと気楽になったような気がいたします。

司会者

それは大体どのぐらいの段階でのお話なんでしょうか。具体的に呼び出しというか、この事件に来ていただきたいという御連絡が行って、実際に来ていただくまでの間ということですか。

1番

集まってみたら、知らない方たちが机に並んでいるぞと。それを見た段階でもう、私になろうと、他の方がなろうと、これは同じなんだと、人に任せるよりも自分で考えてみようという気になってきました。

司会者

それでは、2番の方、どうぞ。

2番

最初の通知が来たとき、すごく物々しい封筒で、家族に、何をしたと言われたんですけども、いきなりこんなものは来ませんよということで中を開けたところ、呼び出しでした。その後も、直接本人しか受け取れない形の郵便物で、非常に物々しいなという印象を受けました。、覚悟を持ってアンケート用紙をじっと眺め、何か該当するということに持っていきかけたのですが、やはり一つも当たりませんでした。家族でも話をして当日を迎えて、30人ちょっとしかいらっしゃらない中で、補充も含めて8人選ばれるということだったので、確率的には高いなと思っていたら、当たりまして、本当に当たったという感じでした。

司会者

11月ごろに候補者になったという御連絡が行ったと思いますけれども、そのと

きにはどうでしたか。

2番

やっぱり協力する義務はあるだろうという気持ちはあって、参加困難月としてどこを外すかというのは相談しました。あと、事件の内容はそのときにならないと分からないけれども、一体どういう事件がその裁判員裁判の対象になるのかということとは、ちょっといろんな人に聞いたりしました。

司会者

実際におやりになった後の感想というのはどうですか。

2番

被告人を見ると、心の弱い人間なんだなという印象がありまして、そうすると被害者になるか、加害者になるか、証人になるか分かりませんが、自分は法廷には立たないだろうと思っていたけれども、そっち側に行く可能性もあるなという感想を持ちました。この制度自体に関する印象は、1番の方と同じです。

司会者

それでは3番の方、どうぞ。

3番

私は、呼び出しを受けたときに、多分当たらないだろうということで、ずっと最後まで、大丈夫だと思っていたのですが、おっ、当たっちゃったよと、その後、強姦致傷ということで、殺人とかではなかったもので、それならやりましょうというふうに思いました。私は以前、仕事で民事は随分やっていたので、民事は分かるのですが、刑事事件は初めてだったもので、どうやってやるのだろうか。民事だと書面のやりとりで終わっちゃいますので、刑事事件はこうやって進めていくのか、裁判を進めていくのかと、随分知識として増えていったというような経験を持ちました。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、4番の方お願いいたします。

#### 4 番

僕は、この裁判員制度が始まるまでずっと、何で日本だけ、アメリカの陪審制度のようなものがないのかなと、ずっと疑問を持って生きてきたのです。法律とか、そういう専門的な大学には行ってはいないのですが、もともとそういうことには興味があったんですね。いろんな映画とかも見ていまして、やっと裁判員制度が出来た、出来れば自分はやってみたいなという思いがあったのです。実際に最高裁判所からその通知が来て、ああ、来たな、出来ればやりたいなと。その次にさいたま地裁から来て、選任手続まで来ましたが、さすがにまさか選ばれないだろうと思っていたのですが当たりました、当たったからには一生懸命やろうということでやりました。評議の中でも、自分は結構意見を言うほうなので、司法制度の発展に繋がれば良いなと思って、はっきり物を言いました。僕の裁判は1か月間でしたが、やった中で良かったなというのは、やる前は司法のことに限らず、ある物事を後ろ向きに見ていたものが、この1か月を経験して、あらゆることに対して前向きになったと、一つのことにに対してマイナスで見えていたものが、この1か月を経験して、前向きに捉えられるようになった、それは自分でも良かったなという思いがあります。

#### 司会者

ありがとうございます。4番の方、それから7番の方が経験された事件は、非常に審理期間が長い事件で大変だったと思いますが、そのあたりの話もまた後で伺いたいと思います。それでは、5番の方、お願いします。

#### 5 番

私は参加するまでは、制度的なものは分かってはいたのですけれども、どのように、何人ぐらい集まって、何人選ばれるとか、そのあたりは全然見ていませんでした。仕事が忙しいというのもあり、候補になって、DVDとかいろんなものが来ていたみたいなのですが、正直言って全然開けてもいなくて、逆に、一方的に送られても、ちょっとあれはつらいかなと思います。帰ってくるのも夜中ですし、結構厚いので、休みの日に一日あれを読む時間はなくて、興味はあったけれども、できれ



ば関わりたくありませんでした。選任されてしまったので、しょうがないということで、日数的には5日間ぐらいだったので大丈夫でしたが、これが先ほど言われた方のように1か月ぐらいだと、仕事を持っている者にとっては厳しいだろうなど、そう思っております。

司会者

経験された御感想というか、良い経験だったかどうか、このあたりはいかがですか。

5番

良い経験とか悪い経験とか、そういう区別はつけられないです。こういうものだということが分かったというだけであって、とても良い経験だとはちょっと言えないですね。

司会者

同僚の方でこれからまた候補者になって、裁判員になられる方もいるかと思いますが、そういう方には余りお勧めできないという感じですか。

5番

勧めるというのはちょっと違うと思うのです。経験しておくほうが良いなとは思いますが、積極的に勧められるような経験ではないと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、6番の方、お願いいたします。

6番

まず、私も家に封筒が届いたときは、2番さんと同じように、何をしたんだと言われて、びっくりした覚えがあります。いざ手紙を受け取ったときには、前々から裁判員制度が始まったということは知っていて、ぜひやってみたいと思っていましたが、その時点では、呼び出されたとしても自分が選ばれるという実感はなく、裁判所に行きました。そこには30名ほど候補者の方がいらっしやって、その時点でもまだ実感はありませんでしたが、いざ選ばれてみて、そこでやっと実感が出まし

た。自分は選ばれないだろうと思っている人は結構いたと思います。選ばれてから個室に移動させられて、すぐに裁判が始まってしまい、5日間ぐらいの裁判だったので、終わったときも、結構あっけなく終わってしまうものだなと思いました。すぐに始まってしまったので、必要な情報とかもよく分からずに、感覚的なものが大きく影響してしまったかなと思いました。終わってみての感想は、裁判というものがどういうものか分かったので、私は良い経験だったのかなと思います。

司会者

ありがとうございます。6番の方の事件は、たしか通訳事件でしたね。被害者参加もあったようなので、その辺のことも含めて、後で御意見を伺いたいと思います。それでは、7番の方、どうぞ。

7番

裁判員に選ばれたということについては、とても負担が多くて、封筒をいただいたときから、とても嫌だなという感じが第一印象でした。でも、家族が、良い経験になるのではと押してくれて、それで何か気持ちの区切りができました。私にとってはとても良い経験になったと思います。裁判というものが、自分には全く関係ない存在だったのですが、一つの事件で裁判長の方、裁判官や検事、弁護士の方々のいろんな調査とか、そういうものを知って、こういうふうに皆さんが御苦労されているということが分かっただけでも、もっと真剣に生きなければいけないなというふうに感じました。私の事件では最初から犯人の方が自分の犯罪を認めており、無実の人を裁くのは何かとても精神的に大変だという話を聞いていましたので、そういう、本人が認めていたという点では少し楽かなと思いました。でも何かいろいろ考えさせられて、私にとってはとても貴重な体験だったと思います。

司会者

ありがとうございます。7番の方の事件は、4番の方と同じで、期間も長かったし、それから証人もたくさん来られたようですね。争いはなかったということでしたが、一応幾つか争点があって、なかなか審理も大変だったのではないかと思うの

で、その辺も含めて、また後ほどお話を伺いたいと思います。それでは最後になりましたが、8番の方、どうぞ。

8番

自分も1番の方とかと同じように、裁判員に選任されるまでは、裁判というものは、しっかり法律を学ばれた方が、責任というか、覚悟のようなものを持った人がやるべきだとずっと思っていたので、参加すること自体には少し抵抗がありました。でも、いざ評議などに参加させていただく中で、主婦の方や公務員、会社員、いろんな人生を送られてきた方の意見が、8人いたら8人、8通りの意見があつて、その事件の真相について、いろんなところから光を当てることになって、それにより明らかにしていけるということに対して、すごく充実感を感じました。特に日本は、隣の韓国のように兵役があるわけでもなく、個人が責任を持って国の制度に参加できるということは少ないと思うので、望んでできる経験でもありませんし、自分の生きてきたこととか判断基準とか、そういうものを深く見直すという意味でも、参加するということはすごく意義があることだと思いました。

司会者

どうもありがとうございます。8番の方の事件は非常に古い事件で、7番の方が言われるような、無罪の主張をしている事件でした。お医者さんの尋問もあり、いろいろ公判審理については伺いたいところもありますので、また後で御意見を伺いたいと思います。それでは、一通り御感想を伺ったので、次に公判審理についてお気づきになった点があれば、お話しいただきたいと思います。1つは、公判の冒頭で検察官、弁護人がする冒頭陳述のやり方、内容がどうか、それから、皆さんの参加された事件が、見て、聞いて、わかりやすい審理であったかどうかというようなところをお話しいただければと思います。特に8番の方の事件は非常に事実認定が深刻な事件だったと思うのですが、それぞれの証人の話、あるいは証拠書類の内容が分かりやすかったかどうかというようなことを思い出していただけますか。

8番

正直、裁判から8か月以上経っているので、余り内容を思い出せと言われても・・・、ただ印象に残ったことを言わせてもらえるならば、冒頭陳述では、弁護人の方と検察の方のアプローチが余りにも対照的で、検察の方は、理知的に話を運ばれていた感じがしたのですけれども、弁護人の方は何かパフォーマンス型というか、少し大げさに、被告人が無実であることを主張されていました。それも戦術ということなのかもしれませんが、もう少し普通にされたほうが、こちらも分かりやすいのになと思いました。あと、証拠調べに関しては、DNAが一致する、一致しないとか、専門的なことが多過ぎました。こういうふうに行っているんだぐらいのことは分かったのですが、DNA鑑定の部分はすごく分かりづらかったですね。

司会者

DNA鑑定については、何か検察官のほうで、お聞きになりたい点はないですか。

岩崎検察官

例えばDNAであれば、なぜDNAが一致する、一致しないというような科学的な、専門的なところをもう少し掘り下げたほうが良いのか、それともむしろそういう専門的なところは置いておいて、例えば人にはDNAというものがあって、それが一致するのは何人に一人の割合なんだというところをもう少し分かりやすくしていったほうが良いのか。その辺はどんな感じでしょうか。

8番

完全に詳し過ぎて分からなかったという感じです。聞いてもほとんどの方が分かっていなかったと思うので、もっとざっくりで良かったのではないかなと。一応証拠の関係だとか、いろいろ説明を受けたので、ああ、しょうがないのかなとは思ったのですけれども、こちらからしてみれば本当に、何が関係しているということだけ分かれば良かったのではないかなと思いました。

岩崎検察官

そうしますと、DNAが何かとかいう部分は、専門的なものだから、それを前提とした話として、もう少し要点を押さえたほうが良いということですか。

8番

はい。

岩崎検察官

ありがとうございます。

司会者

そうすると、DNAが何かとか、そういう理屈を余り聞いてもしようがないという  
うことですか。

8番

申し訳ないですけど、昔の、受けたくない授業を受けているような感じで、だっ  
たら必要な部分だけを引き抜いていただいて、こういう感じですよというふうにし  
していただくだけで、僕は良いと思うのです。

司会者

お医者さんが出てきた事件を担当された1番の方はいかがでしたか。

1番

私が担当したのは住居侵入、強盗致傷の事件で、お医者さんは出ていらっしゃい  
ましたが、被害者の方が亡くなったり大怪我をしたりというほどではなかったので、  
そんなに深刻になるような事件ではなかったです。痣とか骨折の状態が問題となり、  
それをよく整理された画像、映像なんかでぱっぱっと見せられたのですが、それは  
見て、分かりやすいものだったと思います。

司会者

被害者が怪我をされていて、その怪我が被告人の暴行によって出来たかどうかと  
いうことが争いになったという事件ですね。

1番

そうです。

司会者

その点について、こういう怪我は被告人の暴行によって出来たのだというような

説明をお医者さんがしてくださったわけですか。

1 番

お医者さんの説明は、その傷害の症状そのものであって、誰が殴ったらこうなるという、そういう結びつけ方はしませんでした。

司会者

分かりました。4番あるいは7番の方の事件というのは、被告人がやったことは認めるにしても、その背後関係について争いがあった事件ではないかと思いますが、共犯者なんかがかかり証人として出てきたのは御記憶ですか。

4 番

記憶にあります。

司会者

その共犯者が法廷で話すこととか、捜査段階で話した内容を記載した書類というのも証拠になったのでしょうか。

4 番

たしか、ある程度あったと思います。

司会者

その共犯者が話す内容というのは分かりやすかったかどうかということではいかがですか。

4 番

全般的には分かりやすかったですよ。いろいろ聞いていて、ここはうまくごまかしているとか、この人は被告人をちょっと守った言い方しているとか、それは見て分かりましたね。

司会者

7番の方も、その辺の記憶はありますか。

7 番

最初、事件が複雑だったので、文書をいただいても、これとこれはどうなってい

るのだという感じで、分かりにくかったのですけれども、何度もいろいろ裁判官の方とかに教えていただいて、大分理解できるようになりました。それで、私の印象としては、検事の方がいろんな証拠品とか、事件の現場の検証とか、何かそういうことをやっていたので、検事の方の仕事はすごいなという印象を受けました。逆に、こんなことを言っているのかどうか分からないのですが、弁護士の方はやはり被告人を守るという意味からなのかもしれませんが、何かちょっと大ざっぱな感じがしました。

司会者

組織的な背景はないというようなことを被告人が主張していて、そうではなくて組織的な背景もある事件なんだということを検察官が立証するという事件だったと思いますが、組織の上の人と被告人を繋ぐ人たちの供述内容というのは分かりやすかったでしょうか。

7番

はい。

司会者

最初におっしゃっていた、書面を渡されて、それが理解できなかったというのは、公判の冒頭で検察官がする冒頭陳述のメモのことでしょうか。

7番

ええと・・・。

司会者

4番の方、いかがですか。

4番

僕が一番助かったのは、検察官の方が組織図を全部一人一人色分けしてつくってくれたのですが、あれがすごい助かりましたね。あれがなかったら、僕は本当ついていけなかったですね。

司会者

それは冒頭陳述のときの説明のメモということなのですか。

4番

メモみたいなもので、そうですね。冒頭陳述だけだとすごい長いので、当然頭に入らないのですが、その図があることによってイメージが出来るのですよね。だから、頭に入っていく。そこが良かったですね。

司会者

冒頭陳述が長いというお話が出ましたが、検察官いかがですか。

岩崎検察官

今の色分けした組織図というところですが、他の方々にはお分かりいただけなくて申し訳ないのですが、恐らくこの事件では、最初に別の殺人事件があって、そこからこんな報告があって、矢印がこう上がって、こういうふうに流れていったみたいなものと、それぞれ組織にどんな人間がいて、こんなふうに上下関係があつてという図があつたのですが、これはどちらのほうの話になりますか。

4番

後者のほうです。

岩崎検察官

後者の人間関係の図のほうですね。

4番

そうです。

岩崎検察官

分かりました。冒頭陳述が長かったという話ですが、これは大変申し訳ないとは思っておりますが、事案によっては、やはり多少は御辛抱いただかなければいけないところもあろうかと思っております。ただ、集中力が続かなくなると思いますので、出来る限り必要最小限度にしようという気持ちは持っているのですが、なかなかその辺のところは皆様方に御理解をいただけないこともあろうかと思っております。

司会者

冒頭陳述の話が出たので、他の方の御意見も伺いたいと思います。冒頭陳述は検



察官がされて、その後、弁護人がされるということになっていますが、冒頭陳述というものがどういうものであるかということについて、御理解はいただけているのでしょうか。2番の方、いかがですか。

2番

最初に裁判官の方から、これは、検察側と弁護側がそれぞれ違う立場から作っているこの事件のストーリーなので、これが真実かと言われるとそうではないよ、あくまでも、その後に出てくる証拠をまとめて判断していくので、冒頭陳述はそれぞれの側が作っているストーリーだということを忘れずに聞いていてくださいねと言われたのですが、余りにもよく出来ているので、忘れて、ついそこに聞き入ってしまうのです。そこを気をつければと、みんなで思っていました。冒頭陳述の、一番最初に聞いた印象的な説明と資料にちょっとこだわってしまうところは、多分皆さんにもあると思います。

司会者

冒頭陳述が出来すぎているということですがけれども、2番の方の担当された事件は強盗致傷で、件数もたくさんあり、共犯者も多かったということで、結構複雑な事件だったのかもしれないのですが、争いのない事件だったというふうに伺っていますが、それはよろしいですか。

2番

はい。自白もしていますし、暴力を振るったか、振るわなかったかのただ1点だけ、一回も暴力を振るわなかったというのが被告人の主張で、証人の少年の一人は、暴力を振るったことがあると言っている、その点だけが食い違っているという事件だったと思います。

司会者

どういう方が証人になったのでしょうか。

2番

グループによる犯行だったのですが、既に判決が出ている1人と、その他にあと

少年が4人ぐらいいて、その少年のうちの1人が証人でした。少年院に入っていて16歳ぐらいだったと思います。その証人が、被告人は僕と一緒に殴っていました、蹴ったり殴ったりしていましたということを言ったのです。被告人は、僕はそこから2メートルぐらい離れたところにいましたと言っていました。その辺を詳しく聞いて、どの位置に被告人がいると、蹴ったりできるのかというようなことを実際に法廷でやってみたりしていました。

司会者

共犯者については、捜査段階で調書というものが出来ていると思うのですが、仮にその調書が朗読された場合と、証人が実際に法廷に来て話した場合を比べると、想像になりますけれども、どちらが分かりやすかったと思われませんか。

2番

本人の生の言葉も、恐らく何回も同じことを聞かれて、だんだん証言が出来あがっていくものだと思っていますので。ただ本人を目の前にすると、私は、先入観で良くないと思うのですが、悪そうだなとか思ってしまいますが。

司会者

どういう共犯者だというのを実際に目で見るというのは一つの資料になるということですか。

2番

かなり左右されると思います。あと、御家族の方が証人として出られていて、お母さんなんかは、自分の息子のしたことに非常に心を痛めて、もう途中で胸を押さえて、ほとんど声も聞き取れないような様子でして、こちら胸が痛みました。

司会者

3番の方も証人を調べていらっしゃると思いますが、これはどういう立場の方だったのでしょうか。

3番

被告人は元ホームレスだったのですが、そういう人たちをサポートするNPOの

代表が証人として証言していました。

司会者

検察側の証人というのはいませんでしたか。

3番

いなかったのではないですかね。

司会者

強姦の意思があったかどうかというようなことと被害者の負傷の一部が被告人の暴行によるものかどうかというようなことが争いになっていた事件のようですが、その関係証人は出てこなかったのでしょうか。

3番

私の記憶では、被害者が話しました。

司会者

被害者は普通に証言台に立ってお話をされたのでしょうか。

3番

被告人には見えないようにして、私どものほうには顔を見せて証言をしていました。

司会者

5番の方の事件は、争いのない事件ということでしたが、証人は出ましたか。

5番

証人は出ました。

司会者

どういう証人だったのでしょうか。

5番

基本的に検察からの証人に関しては、殺された側の母親ということで、どれくらいひどいことをされたかという明確な事実に基づくものではなくて、感情に訴えるような形での証人でした。

司会者

この事件では職権で裁判所が証人を1人調べているようなのですが、御記憶はありますか。

5番

そうですね。誰だったかはちょっと思い出せません。

司会者

これは、死体損壊遺棄について共犯者がたくさんいる事件でしたが、その関係で、誰かを調べたということはなかったですか。

5番

全員ではなくて、1人調べました。

3番

先ほど、思い出しましたが、検察官側の情状証人の尋問がありました。被害者の弁護人が検察官側に座っていきまして、その弁護士が喋っていました。

司会者

被害者参加という制度の中で、被害者の代理人が検察官側に座って質問したりしたということですね。3番の方は、先ほど民事裁判との関係で、書面のやりとりではない裁判ということをおっしゃっていましたが、それはやっぱり法廷にいただけで事件の中身が分かって、証拠の内容が分かるという意味ですか。

3番

はい。民事の場合は、陳述書や証人尋問は書面で後でもらいますから、それをじっくり見て、また次の公判でやればいいのかというのがありますが、今回、私が参加した裁判では、証人尋問等、全部聞き漏らしてはいけないという緊張感を感じました。

司会者

法廷で聞いたことを聞き漏らしたりとか、後で評議をするときに分からなくなったらどうしておられたのですか。

3番

裁判官、それから裁判員の人たちと確認をしながら前へ進めていきました。

司会者

証人尋問なんかについて録音録画をしているというのは御存じですか。後で評議のときに必要があればそれを再生できることになっているのですが、再生はしませんでしたか。

3番

はい。

司会者

6番の方の事件も、争いのない事件で、検察官側の証人も2人ほどいたようですが、御記憶ですか。

6番

被害者の母親と交際相手でした。

司会者

通訳事件だったということなので、その尋問の内容が分かりやすかったかどうか、通訳の対応も含めて、もし御記憶があればお話しいただけますか。

6番

証人に関しては、被害者の母親ということもあって、感情に訴える発言が多かったなという印象があります。そして、被害者の交際相手は、まだ未成年だったということもありまして、検察側に誘導されているというか、自分自身では余り意見は言えていないのかなという印象を受けました。検察側の証人は、外国人の方ではなかったのですが、通訳はありませんでしたが、弁護士側の証人として、加害者のお兄さんが外国から日本に来られていまして、その方が話をする際には通訳がありました。その通訳ですが、職業を聞いたときに、1回目はセールスをやっているとか言っていて、その後に職業が変わったりして、通訳の人が間違えたのか、言っている人が本当に意見を変えたのかというのがちょっとよく分からなくて、それによって証人

が正しいことを言う人なのかどうかというのが変わってくるので、何かそういう面でも、通訳での事件というのは難しいのかなという感じは受けました。

司会者

被告人質問には通訳は入らなかったのですか。

6番

被告人が出来るだけ日本語で話をしたいということで、拙い感じの日本語でずっと証言をしていました。でも、やはりよく分からないところもあったので、そういう点でも母国語できちんとした証言を聞きたかったなということはありません。

吉岡弁護士

先ほど3番の方だったか、感情に訴える証人の方の証言があったという話がありましたが、これは検察側でもそういうことはもちろんあるし、弁護側でも、印象を良くしたいということでそういう証言をしてもらうことがあるわけです。悪いことをしたと認めていて、そこに争いがない被告人について、親なり勤め先の人なりが出てきて、いや、本当は良いところがあるんですよというような証言をすることに對して、どんなふうを受けとめられるのでしょうか。そんなことを言ったってというふうにしか思わないのか、あるいはどんなことを言われれば耳をかす気になるのか、何かあれば教えていただきたいのですが。

2番

強盗致傷とか、強盗、恐喝等、何件かあったのですが、被告人が襲った相手のほとんどが若くて元気な男の人ばかりだったのです。夜中歩いている美容師さんで、25歳ぐらいとか、19歳とか、一番年上でも50代の男の人ばかりをやっていて、普通だったらお年寄りや女の人を襲ったほうが手っ取り早いと思うのですが、若くて元気な人ばかりを襲って、やり返されたりとか、ほとんどお金を取れなかったりしている事件でして、証人として出てきたお母さんや弁護人の方の話で、家にお年寄りが2人いて、車椅子で、散歩に毎日連れていくような心の優しいところがあるという証言があって、だから良いというわけではないですが、やっとな理由が繋がっ

たなという思いはありました。ああ、一貫しているんだなというふうに思いました。

吉岡弁護士

逆に弁護側の証人が出てきたんだけど、反感を持ってしまったというようなことはなかったでしょうか。

5番

被告人が以前から犯行を繰り返していたという事件で、被告人の身内が出てきて、今後、社会復帰後の更生を助力すると言ってくれたのですけれども、これだけ繰り返し行われて、この裁判でそれを言われても、通り一遍の話で終わってしまうかなみたいな形で、信用できないかなという思いはありました。

6番

私の事件では殺人で絞殺だったのですけれども、そのときの状況を弁護士の方が説明する際に、いきなり後ろを向いて、劇というわけではないですが、そのときの様子を演じているような感じでした。それで、口論している間に腕が絡まって力が入って、何か結果的にそうってしまったと言っていたのですが、私たちからすると納得できなくて、むしろ他のことも何かそういうふうに無理なことを言っているのではないかという感じを受けました。言いたいことは分かったのですけれども、納得できないというのはちょっとありました。

司会者

次に評議、評決についてどんな印象を持たれたかをぜひ伺いたいと思います。どなたからでも結構ですが、4番の方は、評議で十分に発言をされたとおっしゃっていましたが、御自分のことだけではなくて、その裁判、その事件で、他の方はどんな感じだったかということも含めてお話しいただけますでしょうか。

4番

評議のときは、結構まとまっていて、全員が納得していたなというのがありました。

司会者

同じ事件を担当された7番の方にもお伺いしますが、雰囲気としてはどうでしたか。

7番

皆さん、とても真剣に、一生懸命考えて、よく意見も出されていたと思います。だから、裁判長の方も書記官の方も、裁判員の皆さんがとても真剣に考えてくださって、やりやすかったグループだみたいなことをおっしゃってくださいました。

司会者

私もいろいろ裁判員裁判の評議をやっていますが、初対面の方が集まって、いきなり事件に入られて、では意見をどうぞと言われても、なかなか言っていられないようなところがありますが、その辺は何か、7番の方、4番の方が担当された事件では、何か工夫というか、こういう点が良かったというようなことはありますか。

7番

よく意見を出される方がいて、その方を中心に、トイレタイムとか裁判官の方たちがいないときにも、この事件について自分はこう思うという話し合いがあって、とても積極的だったのですが、どうしてそうなったかというところ・・・。

司会者

4番、7番の方の事件は非常に審理期間が長かったもので、自然にそういう打ち解けた雰囲気になったということは考えられますね。今回お集まりいただいた方々は、皆さん大体5日から1週間ぐらいは御一緒されていたと思いますが、事件によっては、選任手続をやって、午後に審理をやって、翌日1日ないし半日審理をやって、3日目に判決というような短いときもあります。こういうスピードでやるとなかなか、裁判体としてまとまるまでに時間がかかることもあるのですが、最初から和気あいあいと出来るものなのではないでしょうか。1番の方、いかがでしたか。

1番

集まって間もなく本当に打ち解けた感じに、和気あいあいとしてしまいました。まず、裁判長の方も非常に温厚で、時候の挨拶でも無駄話でも何でもありの感じで



したし、若い裁判官の方たちが皆さん明るくて、事件がすごく深刻でなかったせいもあったのでしょうか、裁判員の人たちがこんなものかなと思っても、裁判官の方が、かえってこうだったりしてねと違うことを言ってくれたり、感情的になり過ぎることもなく、すぐに打ち解けて話し合えたと思います。

司会者

1番の方の事件は、月曜日に選任手続をして、すぐに公判審理があって、火曜日に審理、水曜日に論告、弁論、翌月曜日に判決があったという、比較的短時間で終わった事件ですよ。その間、評議というのは何日かあったのですか。

1番

たしか4日目はあって、5日目はもう裁判員は来なくてよくなりました。

司会者

裁判官の雰囲気づくりが良かったということなのでしょうか。

1番

ええ。

司会者

他の裁判員の方たちをご覧になっていかがでしたか。やっぱり大人しい方というのもいらっしゃるものですか。

1番

大人しく見えても、皆さん、話し始めれば、きちんと自分の意見もあるし、違った見方を御披露してくださるし、どんな感じの方でも、それなりに自分の言葉を持っているなという印象で、割と全員から意見が出たと思います。

司会者

8番の方は、評議、評決についていかがですか。

8番

私の事件は事実関係を争う事件でした。最初の先入観からすると、裁判官が、自分の意見に引き込まうというか、そういうふうにするのかなと思っていたのです。

が、全然そんなことはなく、まずは裁判員のみんなの意見を聞いてからどういうふうに話を持っていこうかというようにしていただきました。ですから、1番の方もおっしゃっていましたが、大人しい方も、そうでない方も意見を言いやすい環境にしていたので、事件自体は難しかったですが、そういう意味では評議しやすかったと思います。

司会者

1番の方も8番の方の事件も事実関係で争いがある事件だったようなので、事実についての評議と、事実を確定した上で量刑、刑をどうするかということについての評議があったかと思うのですが、私が経験している範囲で申し上げますと、事実関係についての話し合いというのは比較的活発にというか、皆さんそれぞれの御意見があって、評議しやすいところがあるんですね。ところが、いざ刑をどうするかということになると、なかなかこれは御意見を伺いにくいところがあるようなのですが、6番の方、争いのない事件を担当されてみて、その辺の印象はいかがでしたか。

6番

情報ばかりがいっぱいありすぎて、ぼんやりした価値観で考えてしまっていて、最終日に、過去にはこういうような年数でということは教えていただいたのですが、もうちょっと早目に教えていただければ、あと過去の事例とかもよく教えていただければ、今回の事例がどういう位置づけなのかということをもうちょっと考えられたのかなと、最終日だったので、余りそういうことを考えずに感覚的な結果になってしまったかなと思いました。

司会者

今おっしゃられたのは、量刑検索システムを示す時期が遅いのではないかという感じを受けられたということですね。

6番

そうです。他の裁判員の方とも、ああいうものがあるなら、もうちょっと早目に

教えていただければ良かったと話しました。最初にそれを見ないで、まず量刑はどれぐらいだと思いますかと聞かれたのです。過去の事例を見ないで、一般的な意見を聞き出すということは良いことなのかなと思います。結局それを参考にするのであれば、最初から、過去はこういうものがあって、こういうものでしたよということを見せていただければ、客観的に判断できたのかなと思います。

司会者

検察官の論告、求刑や、弁護人も、場合によっては求刑意見というのをおっしゃることもあるのですが、そういう意見についてはそれはそれとして置いておいてという感じで、量刑意見を考えられるものですか。

6番

そうですね。私の事件では、裁判員は余り、それは弁護人だからそういうふうに言うのでしょうかという前提で捉えていて、一般的な意見で言っていた方が多かったと思います。

司会者

検察官の求刑意見はどうですか。

6番

検察官の意見も同様に、余り影響はしないのかなと思いました。

司会者

個別の事件でどういう意見が出たかというのは立ち入るつもりはありませんが、検察官は、このくらいが適当だと思う求刑について説得のために何か工夫をされているのですか。

岩崎検察官

検察官の中には、求刑するとき、例えば懲役7年ならなぜ懲役7年の求刑になったのかということ具体的に説明しようとする方もいます。ところが、余り説得力があるわけではないんですね。過去にこうだったということ以外に、例えば人が殺されて、殺された方は亡くなったのに、殺した人間が生きているのはおかしいと

いう言い方はできるかもしれませんが、なかなか実際にはそういうふうにはなりませんから、説得的に求刑をすと言っても、結局は前例から考えていくしかないのです。ただ、余り前例を前に押し出したような形の求刑というのは、これはあえてしないようにしています。それは、余り前例に縛られてしまっはいけないのではないかとということが裁判員裁判の本来の趣旨だからでして、まずは皆様方の、一般市民の方々の御意見を自由に考えていただくということです。ただ、検察官としては、説得的になかなか言うのは難しいにしても、やはり求刑を決める上で考えていただきたい事情というのはきちんと提示するというにしておりますし、それからまた、実際に大体このぐらいの事例では、このぐらいの量刑があった、あるいは前に大体このぐらいのことがあったということ踏まえて、さらに今回のことを加味するとこのぐらい上げている、下げているということは考えてはいます。それを考えて、しかも裁判所以上に情報がありますので、求刑をするに当たってはかなり慎重に決めているのですが、なかなかそれを言葉にすることが難しいというところではあります。

司会者

吉岡さん、何か評議、評決に関してお聞きになりたいところはありますか。

吉岡弁護士

まず1つ、特に評決、結論を言うとき、恐らく1人ずつ聞かれていると思うのですが、外国の例なんかを見ると、意見は自由に言っても、評決は完全無記名投票でやるという例もあつたりしますが、そういうふうにするとしたらどうだったろうかということで意見をお聞きしたいのですが。

司会者

これは実際にはいろんなやり方をやっていると思います。これまでの意見交換会でもいろんなやり方が紹介されていますが、1番の方から順番に説明していただけますか。

1番

やはり過去の例の説明もされましたが、無記名投票でした。

2番

初めは、ほとんど情報ないまま1人ずつ意見を聞かれて、その後、説明があったり、そのデータを見せていただきました。ですから誰が何年と言ったかは分かる状況でした。最終的にその評決は、特に手を挙げるようなことはなく、では、この辺でということになりました。決まったときには、絶対このまま受け入れてもらえるだろうなという実感が、なぜか皆さんにありました。

3番

最初は無記名で、最終的にこの辺でどうですかということになりました。

4番

無記名投票です。

5番

まず、1回目は何年がいいかということ意見を書いていって、それから口頭での話し合いをし、最終的には挙手によって決めました。

6番

最初は何も過去の事例を見ないで自分の意見を口頭で発表して、その後に年数の決め方というか、そういうものがあるということで、もし二手に分かれた場合は、裁判官の方から何かそういう決め方があるというルールの説明を受けて、その後に個人個人、口頭で年数を発表しました。

司会者

7番の方は4番の方と同じ事件ですので、8番の方はどうでしたか。

8番

無記名投票でした。

栗原裁判官

1番の方でしたか、集まってすぐ打ち解けたというお話をいただきましたが、最初から、全然知らない人がばっと集まって打ち解けるはずはないように思うのです。

が、それでもすぐ打ち解けたというのは何かきっかけがあったのでしょうか。

1 番

どなたかが何かアクションをしたというようなきっかけは別に覚えがないのですが、私のときは裁判官に若い女性が入っていました。その方は、黒い法服を着る前は、普段着に近い格好で、きれいにお化粧をしておいて、かわいい笑顔で明るい声で話す方でした。それは、もう見ただけで皆さんほほ笑むし、他の方との会話もつい出てくる感じでした。

栗原裁判官

事件が仮に強盗殺人のような事案だったらどうですか。そういう事件でも楽しくやれるのでしょうか。

1 番

雰囲気は全く変わります。

栗原裁判官

その点について、他の方で御意見はありませんか。

6 番

私の担当した事件の裁判員は結構年齢が若くて、僕より下の方が2人ぐらいいて、女性も1人だけだったので、最初は年上の方とかに気を遣うというか、余り喋らないような感じでした。雰囲気としては、楽しい話をしてすぐ裁判に行くというのは余り良くないかなと私は思います。そういう話をしてすぐ裁判に参加すると、どことなくやはり真剣に考えられていないというか、そういうことを考え、突き詰められないということがありますので。あと、意見を活発に交換するためには、裁判官の方がいないで裁判員だけの話し合いの時間というものも必要なかなと私は思いました。私の事件では、最終日の朝、みんなで早く来て、そういう時間を設けて意見の交換というか、そういうことをやりました。

栗原裁判官

それは何で裁判官を除いて話をしようという話になったのですか。それは、やっ

ぱり裁判官がいると意見が言いにくいなんていうことがあるのでしょうか。

6番

そうですね。結構、言うてはいけない、言わないほうがいいのかなどというふうなこともちょっと考えてしまいます。それだったら裁判官のいないところで、周りの方がどういう考えなのか、自分の意見を客観的に見るためにも、そういう和やかな場で意見交換することも必要かなと私は感じました。

栗原裁判官

4番の方にお尋ねしたいのですが、かなり意見が言えたと言うことですが、それは裁判官に対して言えたのか、裁判員相互で言えたのかという点ではどうですか。例えば4番の方が誰かに向かって言えば、相手から反論があるのですか。

4番

僕の場合は、誰かに言うとか、そういうのではないです。1人の人が発言をすれば、みんなに伝わる雰囲気があったのですよね。1人の方が、人生経験もあると思うのですが、裁判長の方と話をうまく合わせられる方だったので、その人と裁判長の方がうまく会話をしてリードしているみたいな、何も言わないですが、周りの人も分かっている、この2人に喋らせておいたほうがうまく回っていくみたいな、そういう雰囲気でした。

栗原裁判官

だけど、そうすると、その方たちだけが喋っていて、他の方は余り喋っていないということにならないですか。

4番

そうではないです。基本的にその2人が歯車として、両輪として組み合わせさせて、周りの人がうまく話に入ってきて、うまく回るみたいな感じだったのです。

栗原裁判官

次の質問ですが、何件もたくさんの事件をやっている被告人の刑を決めるときに、どうやって刑を決めるのかという説明は受けましたか。例えば強盗殺人、強盗致傷、

恐喝もあるという、恐喝で何年、強盗で何年、足すと何年という意見は出ませんでしたか。

2番

はい。何か説明は受けましたね。説明は受けたのですけれども、併合罪だからということで量刑について悩んだということはなかったですね。

司会者

次に、裁判員としての負担について、何かこの機会に、困るというようなことがあればお話しいただきたいなと思います。6番の方から選任手続後、直ちに公判が始まってしまい、ちょっと準備が出来なかったというような話があったと思いますが、大体の方は午前中に選任して、午後から公判というようなことになっています。ですが、4番、7番の方のように、事件が大きかったせいもありますが、月曜日に選任手続があつて、火曜日から公判ということもあります。この点についてはいかがですか。

6番

審理予定とかスケジュールを見せていただいたりしましたが、見ても想像できないので、これから行われることがどういうことなのかということをもう少し教えていただける時間を用意していただければいいなと思います。

1番

職場の事務的な引き継ぎなんかで午前中、まず会社を出てくるときに、こういうことで何日ぐらい、どうなりそうだと、説明はしてきたつもりなのですが、職場の側が理解不十分だったということもありますが、まさか、うちの社員が選ばれることはないだろう、今日中に戻ってくるだろうとか、明日からは職場に復帰できるだろうぐらいのつもりで、余り真剣に内容を聞いていなかったらしく、後で混乱したということがありました。

岩崎検察官

裁判員の皆様方には裁判に参加されることの御負担は大変大きかったと思います



が、ちょっと違った角度からお感じになられる御感想をお聞きしたいのですけれども、例えば裁判を行うに当たって、被告人が出てくるのは、罪を犯したと疑われているわけですから、やむを得ない部分もあるだろうと思いますが、例えば被害者の方が証人として呼ばれてきて、またその場面でつらい思いをされる、よく二次被害なんて言われますが、皆さんがご覧になっていて、証人として呼ばれることの負担を感じられるようなことは何かありましたでしょうか。

司会者

被害者が来られた事件を担当した3番の方、いかがですか。

3番

被害者がパーテーションをした状態で、午前と午後にわたって一生懸命喋っていました。それほどの事件だったということですよね。裁判官も裁判員も、その被害者に対して質問をそれなりにして、十分に話は聞けました。

司会者

8番の方の事件でも、被害者が来られましたか。

8番

そうですね。被害者の方は、事件の様子を証言される時はもちろん、法廷に立たれないときにも傍聴席に座られていてずっと泣かれていました。ただ、その被害者の方は、自分が被害を受けたことについて、自分でしっかり決着をつけたいということで、そういうことをされていたようです。

司会者

3番の方と8番の方の事件は、いずれも被害者が証人になるのがやむを得ない事件だったということなのでしょうね。

吉岡弁護士

争いのあった事件を担当された方にお聞きしたいのですが、弁護人の立場だからということではなく、刑事裁判の大原則は、疑わしきは被告人の利益にとということで、恐らく繰り返し説明を聞かれたと思います。特に争う事件、あるいは争わない

事件でも、情状について判断をする一つ一つの事情については、その疑わしきは被告人の利益にという原則が妥当だと思うのですが、説明を受けて十分に理解されて、最後まで気持ちの上でその原則を持ち続けられたかどうかということについてどうですか。

8番

被告人の前科とかそういうものも一応どうしても頭には入ってしまうのですが、その裁判の対象となっている犯罪をしていないかもしれないということも常に忘れないようにはしていました。裁判長の方が、被告人の言っていることが正しいとして、その中でどこに矛盾があるかを探していったほうが分かりやすいのではないのかという視点からだんだん話を詰めていったので、常に、人柄に影響を受けないという、特にそういう意識を持って話し合いをみんなやっていたと思います。

司会者

長時間、本当にありがとうございました。これで終わらせていただきます。